

茨城県後期高齢者医療広域連合次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主を定める規則

平成 28 年 3 月 1 日

規則第 3 号

次世代育成支援対策推進法施行令(平成 15 年政令第 372 号)第 2 項の規定に基づく次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 19 条第 1 項の特定事業主及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成 27 年政令第 318 号)第 1 条第 2 項の規定に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第 15 条第 1 項の特定事業主は広域連合長とし、その任命する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。